

授業料延納の手続きについて

授業料の延納を希望される場合は、以下の申請用 URL よりお手続きください。

※2023 年度より申請方法が変更となりました。

【一括納入/分割納入 前学期分】

■ 申請期間

4月 1日～4月 30日

■ 延納期限

納入期限を最大 7月 31日まで延長可能

■ 申請用 URL

<https://krs.bz/tcu/m?f=1290>

【分割納入 後学期分】

■ 申請期間

8月 1日～10月 20日

■ 延納期限

納入期限を最大 1月 31日まで延長可能

■ 申請用 URL

<https://krs.bz/tcu/m?f=1301>

授業料等納入規程

本学の授業料納入は、「東京都市大学 授業料等納入規程」に基づきます。

授業料の納入期限

授業料の納入については、原則としてその年度分の全額を所定の期限までに納入するものとしていますが、前学期分及び後学期分の2回に分納することも可能です。分納する場合の納入期限は、前学期分を4月30日まで、後学期分を10月20日までとしています（納入期限が日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日又は土曜日に当たるときは、その前日まで）。

授業料の延納

納入期限の延長については、同規程第5条に基づき、願い出により、前学期分を7月31日まで、後学期分を1月31日までとして許可する場合があります。

授業料未納による除籍

授業料未納者の除籍判定は、同規程第10条により、前学期分は8月31日、後学期分は2月28日をもって行います。

	前学期	後学期
納入期限	一括納入の場合 4月30日	——
	分割納入の場合 4月30日	10月20日
延納期限	7月31日	1月31日
督促	5月・7月	11月・1月
除籍	8月31日	2月28日

お問い合わせ

世田谷キャンパス 財務部財務課

E-mail : zaimu@tcu.ac.jp

東京都市大学授業料等納入規程

令和2年4月 改正

(趣旨)

第1条 東京都市大学学則第46条及び東京都市大学大学院学則第43条に基づく授業料等の納入に関しては、この規程の定めるところによる。

(授業料の納入額)

第2条 授業料の納入額は、学則の定めによるものとする。

- 2 編入学、転入学、再入学、転学部又は転学科による入学者の授業料の納入額は、入学、転学部又は転学科を許可された年次の在學生に適用される学則の定めによるものとする。

(納入期限及び分納)

第3条 授業料は、原則としてその年度分の全額を4月30日までに納入するものとする。

- 2 授業料は、前学期分及び後学期分の2回に分納することができる。
- 3 分納する場合の納入期限は、前学期分を4月30日までとし、後学期分を10月20日までとする。
- 4 納入期限が日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日又は土曜日に当たるときは、その前日までとする。

(新たに入学等を許可された者の納入)

第4条 新たに入学等を許可された者の授業料の納入は、前条の規定にかかわらず、入学手続き等の定めによるものとする。

(納入期限の延長)

第5条 経済的な事由あるいは災害の発生、その他やむを得ない事情により、授業料を納入期限までに納入できない者は、願い出により、納入期限の延長を許可する場合がある。

- 2 納入期限の延長が認められる期限は、前学期分を7月31日までとし、後学期分を1月31日までとする。

(督促)

第6条 この規程に定める納入期限までに授業料が納入されなかった場合は、督促を行う。

- 2 督促は、前学期は5月及び7月、後学期は11月及び1月に行う。
- 3 督促は、保証人への督促通知状によって行う。

(休学者の授業料および休学期間中の在籍料)

第7条 東京都市大学学則第32条又は東京都市大学大学院学則第36条の定めにより休学の許可を得た者(休学者)については、休学期間中の授業料を免除し、その期間の在籍料として学期毎に6万円を納入するものとする。

- 2 前項にかかわらず、入学した年度の初学期(4月入学は前学期、9月入学は後学期)に休学する場合、当該学期の授業料は減免しない。ただし、東京都市大学学則第32条第3項又は東京都市大学大学院学則第36条第3項により休学を許可された者を除く。

(停学者の授業料)

第8条 停学者の停学期間中の授業料は、減免しないものとする。

(再入学の場合の制限)

第9条 削除

(未納者の処置)

第10条 授業料を納入期限までに納入しない者(以下、「未納者」という。)に対しては、次の各号に定める処置を行うものとする。

- (1) 成績の無効処理
授業料を納入しない学期の成績は無効とする。

(2) 除籍

東京都市大学学則第34条又は東京都市大学大学院学則第38条に基づき、未納者の除籍の判定は、前学期分の未納者は8月31日、後学期分の未納者は2月28日をもって行うものとする。

(未納者の在籍期間)

第11条 未納者が除籍となった場合は、授業料を納入した学期の末日までを、在籍していた期間とする。

- 2 休学していた者が復学後の初学期の授業料を納入期限までに納入しない場合は、第7条に定める在籍料を納入した学期の末日までを、在籍していた期間とする。

(所管部署)

第12条 この規程の所管部署は、事務局総務部財務課とする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長の具申により理事長が行う。

付 則(令和元年12月18日)

この規定は、令和2年4月1日から施行する。